

## 平成27年第4回定例会(平成27年12月18日)

観光建設水道委員会委員長 (山本 一成 委員長)

観光建設水道委員会は、去る 12月10日の本会議において付託を受けました『議第104号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第4号)』関係部分ほか12件について、12月11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について ご報告いたします。

初めに、『議第105号 平成27年度 別府市競輪事業特別会計 補正予算(第2号)』についてであります。

当局から、選手宿舎 管理棟の老朽化に伴い、早急な建て替えが必要であるとの判断から、基本設計及び実施設計の委託料に係る経費を計上することなどの説明がなされました。

これに対し、委員から、設計期間や工事期間についての質疑がなされ、当局から、設計期間は、平成28年1月末頃から7月末までを予定しており、工事期間は、平成28年11月から平成29年8月末までの完成を予定している旨の答弁がなされました。採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第104号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第4号)』温泉課 関係部分では、当局から、市有堀田泉源機械室裏の法面の崩壊に伴う撤去等に係る工事請負費が、また、各温泉施設の指定管理者の指定に伴う債務負担行為について補正計上する旨の説明がなされました。

同じく温泉課所管の温泉施設に関連する『議第122号』から『議第126号』までの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の団体や選定の経過について、当局から詳細な説明がなされました。

これに対し、委員から、指定管理者の選定基準を教えてください旨の質疑がなされ、当局から、「住民の平等な利用が確保されるとともにサービスの向上が図られるものであること」等4項目の基準が定められている旨の答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決したところであります。

次に、『議第104号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算(第4号)』農林水産課 関係部分、都市整備課 関係部分 及び建築指導課 関係部分であります。

農林水産課 関係部分につきましては、当局から、農業生産条件の不利な中山間地域の農業者等を支援するため、面積に応じた交付金を交付すること、また、台風15号による災害復旧費を計上する旨の説明がなされました。

都市整備課 関係部分では、別府湾スマートインターチェンジのフルインター化に向け、西日本高速道路 株式会社に建設工事の委託を行うための協定締結に伴い、債務負担行為補正を計上する旨の説明がなされました。

建築指導課 関係部分では、耐震診断が義務付けられた旅館・ホテルなどの特定建築物が、耐震化と併せて、市が規定するユニバーサルデザイン仕様に改修する場合に補助率を嵩上げすることや、当初計画の一部取消しによる減額等について、当局から詳細な説明がなされました。

本議案に対しては、委員から、繰越しの理由について質疑がなされ、当局から、今年度中に工事を契約し、着手したものに関しては、一年間繰り越すことができる施策によるものである旨の答弁がなされ、最終的に、採決の結果、いずれの議案も全員異議なく可決いたしました。

続きまして、『議第127号』文化国際課に係る指定管理者の指定及び『議第129号』公園緑地課に係る指定管理者の指定の2件につきましては、当局からいずれも非公募によって指定する旨の合理的な説明がなされたため、その説明を了とし、全員異議なく可決するものと決した次第であります。

次に、農業委員会事務局の『議第110号 証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について』であります。

当局から、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制が廃止され、市町村長の選任制に変更されたこと、新たに農地利用最適化推進員が新設されたこと 等に伴い、条例を改正したい旨の説明がなされました。

これに対し委員から、市町村長の選任制に関し基準はあるのか、との質疑に対し、過半数が認定農業者であること、農業委員会の所掌事項に関し利害関係のない者であること 等の答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり 可決すべきものと決定したところであります。

続きまして、建築住宅課 関連議案では、『議第104号 平成27年度 別府市一般会計 補正予算（第4号）』 関係部分、『議第118号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』、『議第119号 別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について』及び『議第130号 指定管理者の指定について』の以上4議案について、本市が管理する市営住宅を公営住宅法に基づく「管理代行制度」と 地方自治法に基づく「指定管理者制度」によりそれぞれ、管理業務を大分県住宅供給公社に委託しようとする事等に伴い、債務負担行為補正を計上すること、指定管理者として指定すること、その他関係条例を改正することについて、当局から詳細な説明がなされた次第であります。

委員から、これまで建築住宅課で行われていた市営住宅に関する問合せの窓口や、修繕・保守管理を行う業者についてはどのようにするのかとの質疑がな

され、当局から、問合せについては今後、大分県住宅供給公社が窓口となってい、業者については、当然、別府市内の業者を優先してもらう旨の協議を行うとの答弁があり、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました 議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。